議第78号 呉市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」といいます。)の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料の額等を定めるとともに、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」といいます。)の一部改正に伴い所要の規定の整理をするものです。

2 条例改正に係る法の一部改正の内容

(1) 指定給水装置工事事業者制度について

指定給水装置工事事業者制度(以下「指定制度」といいます。)とは、水道 事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができ ると認められる事業者を、法に定める指定基準に基づき、指定給水装置工事事 業者(以下「指定工事業者」といいます。)として指定する制度です。

(2) 指定の更新制度の導入について

指定制度は、平成8年の法の一部改正により導入され、広く門戸が開かれたことにより、その指定工事業者の数が大幅に増加しましたが、現行制度では指定の有効期間がなく、廃業等の状況が反映されず、所在確認が取れない指定工事業者が存在するなどの問題が生じていました。

このことから,指定制度の改善を図るため,法の一部改正により,指定工事業者の指定について,5年間の更新制が導入されました。

3 更新時期の平準化のための経過措置

水道事業者における更新に係る事務の平準化のため、次のとおり指定工事業者が指定を受けた年月日により、水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の施行の日(令和元年10月1日)を基準とした有効期間に差を設け、指定の有効期間を割り振ることとされています。

指定を受けた年月日	指定の有効期間
平成10年4月1日~平成11年3月31日	令和元年9月30日から起算し
	て1年
平成11年4月1日~平成15年3月31日	令和元年9月30日から起算し
	て2年
平成15年4月1日~平成19年3月31日	令和元年9月30日から起算し
	て3年
平成19年4月1日~平成25年3月31日	令和元年9月30日から起算し
	て4年
平成25年4月1日~平成26年9月30日	令和元年9月30日から起算し
	て5年
平成26年10月1日~令和元年9月30日	令和元年9月30日から起算し
	て5年

4 条例改正の内容

(1) 指定の更新に係る手数料の追加

指定工事業者の指定の更新に係る手数料を定めます。

なお、当該更新に係る手数料の額については、新規指定に係る算出根拠を参 考に事務量等の算定を行い、新規指定の手数料と同額の1万円とします。

(2) 引用条項の移動に伴う関係規定の整理

令の一部改正に伴い、引用条項の移動が生じたため、関係規定の整理をします。

5 施行期日

令和元年10月1日